

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成3年4月15日、資格喪失日に係る記録を同年4月27日とし、申立期間②の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年6月5日から同年8月1日まで
② 平成3年4月15日から同年4月27日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間①及び②が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

いずれの申立期間も勤務していたことは間違いなく、給与明細書も保管しており、給与から厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、同僚の証言及び申立人から提出された平成3年4月分の給与支払明細書から、申立人がA社に勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、上記給与支払明細書の保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したと主張しているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤ったとは考え難いことから、事業主から被保険者資格の取得及び喪失に係る届出が行われてい

ないと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成3年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、申立人から提出された給与明細書から、期間は特定できないものの、申立人が、B社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は申立期間①当時の同僚の氏名を記憶していない上、オンライン記録から、申立期間①当時、B社において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の元従業員に照会したものの、申立人の申立期間①当時における勤務実態に関する具体的な証言を得ることができない。

また、B社の現在の経理部長は、「申立期間①当時も現在も保険料は当月控除である。」と証言しているところ、申立人から提出された昭和57年6月及び同年7月の給与明細書において、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない上、同社は、「申立期間①当時、試用期間や見習期間を設けていた。」と回答していることから、申立期間①当時、同社では、必ずしも採用と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月から同年 11 月まで
② 昭和 50 年 8 月から同年 10 月まで
③ 昭和 51 年 4 月から同年 8 月まで
④ 昭和 52 年 4 月から同年 12 月まで
⑤ 昭和 53 年 8 月から 54 年 3 月まで
⑥ 昭和 54 年 10 月から 55 年 3 月まで
⑦ 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで
⑧ 昭和 57 年 4 月から同年 7 月まで
⑨ 昭和 58 年 4 月から同年 11 月まで
⑩ 昭和 59 年 7 月から 63 年 10 月ごろまで
⑪ 平成 4 年 1 月から同年 5 月まで
⑫ 平成 5 年 5 月から 7 年 4 月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、いずれの申立期間も厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、大学を卒業した直後の昭和 49 年 4 月から働きだしたが、いくつかの事業所に勤務した期間の年金記録が無い。

現在、福祉施設に入所しているが、年金の加入期間が不足していて、現在は無年金の状態であるため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A 県 B 市に所在する C 事業所にアルバイトとして勤務した。」としているところ、オンライン記録において、C 事業所という名称の厚生年金保険適用事業所は確認できないが、その類似事業

所として、「D社」という名称の適用事業所が確認できる。

また、申立人は、申立期間①当時の事業主の氏名を挙げているが、この氏名は、D社の元事業主の妻が、申立期間①当時の事業主として挙げた人物の氏名と一致することから、期間は特定できないものの、申立人が、同社に勤務していた可能性を否定できない。

しかしながら、上記、D社の元事業主の妻は、「D事業所は、私の夫が事業主になってから法人化し、その際、厚生年金保険に加入した。」と証言しているところ、オンライン記録によると、同社は、昭和55年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、D社は、既に解散しており、申立期間①当時の事業主の所在は不明である上、申立人は、同僚の氏名を記憶しておらず証言が得られないことから、申立期間①の勤務実態を確認することができない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「A県E市に所在するF事業所にアルバイトとして勤務していた。」としているが、E商工会議所、E市商店街連合会及びG協会連合会はいずれも、「F事業所という事業所は、確認できない。」と回答している上、申立人は、事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず証言が得られないことから、申立人が、申立期間②当時に勤務したとする事業所を特定することができない。

また、オンライン記録において、F事業所という名称の厚生年金保険適用事業所は確認できないが、その類似事業所として、「H社」、及び「I社（現在は、J社）」の2社が適用事業所として確認できるところ、両社が適用事業所となった日はいずれも、申立期間②の後であることから、申立期間②当時は、いずれの事業所も適用事業所ではなかったことが確認できる。

- 3 申立期間③について、申立人は、「A県K市に所在するL事業所又はL工場に勤務していた。」としているところ、オンライン記録において、L事業所及びL工場という名称の厚生年金保険適用事業所は確認できないが、その類似事業所として、「M社」という名称の適用事業所が確認できる。

また、オンライン記録から、申立期間③当時、M社において厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員の一人は、「申立人は、短期間ではあるが、M社に勤務しており、私は、同社の近くにあった申立人のアパートに遊びに行ったことがある。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、M社は、既に解散しており、同社の元事業主に照会したが証言が得られず、社会保険事務担当者の所在は不明である上、同社が加入していたN健康保険組合は、「申立期間③当時の書類は保管されておらず、申

立人の氏名は確認できなかった。」と回答していることから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、上記従業員は、「私は、昭和48年4月に、アルバイトとしてM社に採用された。申立期間③当時、同社では、従業員は全員アルバイトとして採用して、その後の勤務実績により正社員に採用し、正社員になってから厚生年金保険に加入させていた。」と証言しているところ、オンライン記録から、当該従業員は、M社において、昭和50年9月29日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人は、厚生年金保険の加入対象者として取り扱われる前に、同社を退社したことがうかがえる。

- 4 申立期間④について、申立人は、「A県O市に所在するP事業所に勤務し、Q事業所のR業務を担当していた。」としているところ、A県R業協会の加盟会社一覧において、P事業所の類似事業所名である「S社」という名称の事業所が確認できる。

また、S社A支社の事務担当者は、「当社が、Q事業所の数店舗のR業務を担当していたことは、先輩から聞いたことがある。」としていることから、申立人が同社に勤務していた可能性は否定できない。

しかしながら、上記担当者は、「申立期間④当時、A県O市に当社の支店があったが、既に閉鎖されており、アルバイト及びパートの給与台帳や人事記録等の書類は保管されていない上、R業務を担当していたと聞いているQ事業所の具体的な店舗名については、書類が保管されていないため不明である。」としており、S健康保険組合は、「申立期間④当時の書類は保管されていない。」と回答している上、申立人は、同僚の氏名を記憶しておらず証言が得られないことから、申立期間④の勤務実態を確認することができない。

- 5 申立期間⑤について、申立人は、「T県U区V町に所在するW専売所で、アルバイトとして1日3時間勤務していた。」としているが、オンライン記録において、T県U区V町に所在するW専売所という名称の厚生年金保険適用事業所は確認できない。

また、Wの専売所のうち、T県U区V町周辺に現存する専売所として、同区X町に所在するW社Y専売所が確認できるが、当該事業所の現在の事業主は、「申立期間⑤当時の事業所名は、W専売所であり、近くに他の販売店は無かった。申立期間⑤当時の事業主の所在は不明であり、申立期間⑤当時の人事記録及び社会保険関係の書類は引き継いでおらず、厚生年金保険の適用状況及び保険料控除については不明である。」と回答している上、申立人は、同僚の氏名を記憶しておらず証言が得られないことから、申立期間⑤の勤務実態を確認することができない。

さらに、上記事業主は、「申立期間⑤当時、1日3時間勤務のアルバイト従業員を、厚生年金保険に加入させていたかは、資料を保管していないため不明であるが、おそらく加入させていないのではないかとと思われる。」と回答している。

- 6 申立期間⑥について、申立人は、「T県U区に所在するZ事業所に勤務していた。」としているが、オンライン記録において、T県U区に所在するZ事業所という名称の厚生年金保険適用事業所は確認できず、T県R業協会は、「T県U区に所在するZ事業所という事業所は確認できない。」と回答している上、申立人は、事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず証言が得られないことから、申立人が、申立期間⑥当時に勤務したとする事業所を特定することができない。

また、オンライン記録において、Z事業所の類似事業所として、T県a市に所在する「b社」及びT県c市に所在する「d社」の2社が適用事業所として確認できるところ、b社の元従業員3人はいずれも、「同社は、U地域に事業所は無いし、申立人の氏名は知らない。」と証言しており、d社は、「当社は、e社のR業務を専属で行っているが、U地域に事業所は無く、U地域では仕事をしていない。」と回答している。

- 7 申立期間⑦について、f県g教育事務所が保管する履歴書及び給料個票から、申立人は、昭和57年1月11日から同年3月31日まで、臨時職員として、h市立i中学校に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、f県g教育事務所は、「申立期間⑦当時は、その採用期間が、2か月ないし3か月の場合、社会保険に加入させていなかった例が見受けられるため、申立人についても加入させなかった可能性がある。社会保険に加入させなければ、当然、保険料は控除していなかったと思われる。」と回答している。

また、f県市町村立学校臨時職員取扱規程（以下「取扱規程」という。）第19条では、「臨時職員については、法令の定めるところにより、健康保険、厚生年金保険等に加入させるものとする。ただし、これに代わる保険の被保険者又は被保険者の扶養親族である場合はこの限りでない。」と規定しているところ、オンライン記録によると、申立人は、申立期間⑦において、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

さらに、f県g教育事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間⑦において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたものとは考え難い。

8 申立期間⑧について、f 県 g 教育事務所が保管する履歴書及び給料個票から、申立人は、昭和 57 年 5 月 8 日から同年 7 月 30 日まで及び同年 7 月 31 日から同年 9 月 3 日まで、臨時職員として、j 町立 k 中学校（現在は、1 市立 m 中学校）に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、f 県 g 教育事務所は、「申立期間⑧当時は、その採用期間が 2 か月ないし 3 か月の場合、社会保険に加入させていなかった例が見受けられるため、申立人についても加入させなかった可能性がある。社会保険に加入させなければ、当然、保険料は控除していなかったと思われる。」と回答している。

また、f 県 g 教育事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和 57 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に、当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得した者が 97 人確認できるが、これらの者の当該事業所における被保険者期間を確認したところ、このうち 94 人は 6 か月を超えていることが確認できる。

さらに、上記 97 人のうち、その被保険者期間が 1 か月ないし 2 か月の者が 3 人確認できるが、このうちの 1 人は、「夏休みは休職させられた。」と証言しているところ、当該 3 人がいずれも 8 月の夏休み期間後に被保険者資格を再取得をしており、再取得後の被保険者期間を合計すると、いずれも 6 か月を超えていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間⑧当時、f 県 g 教育事務所は、その採用期間が 2 か月ないし 3 か月程度と短期間の臨時職員については、厚生年金保険の加入対象者として取り扱っていなかったことが推認できる。

さらに、取扱規程第 19 条では、「臨時職員については、法令の定めるところにより、健康保険、厚生年金保険等に加入させるものとする。ただし、これに代わる保険の被保険者又は被保険者の扶養親族である場合はこの限りでない。」と規定しているところ、オンライン記録によると、申立人は、申立期間⑧において、国民年金に加入し、昭和 57 年 4 月及び同年 5 月を除き、保険料を納付していることが確認できる。

加えて、f 県 g 教育事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間⑧において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたものとは考え難い。

9 申立期間⑨について、申立人は、「f 県 l 市に所在する n 事業所に勤務していた。」としているが、オンライン記録において、n 事業所という名称の厚生年金保険適用事業所は確認できない上、類似事業所も適用事業所として確認することができない。

また、f 県 R 業協会は、「n 事業所という事業所は、当協会の認定会員名

簿において確認できない。」と回答している上、申立人は、事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず証言が得られないことから、申立人が、申立期間⑨当時に勤務したとする事業所を特定することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間⑨において、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できるなど、申立人が、申立期間⑨において、厚生年金保険に加入していたことがうかがえない。

- 10 申立期間⑩について、申立人は、「T県o区に所在するp事業所（現在は、q社）に勤務していた。」としているが、q社は、「従業員名簿、社会保険の資格取得届などを調べたが、申立人の氏名は確認できなかった。」と回答している上、申立人は、同僚の氏名を記憶しておらず証言が得られないことから、申立期間⑩の勤務実態を確認することができない。

また、p社、同社の関連会社であるr社（現在は、s社）及びt社（現在は、u社）に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立期間⑩において申立人の氏名は無い。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間⑩において、国民年金に加入し、昭和61年10月から平成元年2月まで、保険料を納付していることが確認できるなど、申立人が、申立期間⑩において、厚生年金保険に加入していたことがうかがえない。

- 11 申立期間⑪について、申立人は、「f県に本社があるv社w工場で、季節労働者として勤務していた。」としているところ、v社は、「当社のw工場に確認したところ、勤務期間は不明であるが、申立人と思われる人が在籍していたようだ。」と回答していることから、期間は特定できないものの、申立人が、同社w工場で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、v社は、「厚生年金保険の加入、保険料の控除及び納付については、資料が無いので不明である。」と回答していることから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない上、同社は、「申立人の労働条件は不明であるが、正社員ではないと思う。申立期間⑪当時、当社w工場で、申立人と同じ作業を担当する従業員の厚生年金保険への加入については、一律ではなかった。」と回答している。

- 12 申立期間⑫について、申立人は、「x県y市z町に所在するα事業所に正社員として勤務していた。」としている一方で、申立人は、「α事業所は、x県β郡γ町（現在は、x県δ市）のアパートから徒歩10分のところに所在していた。」とするなど、申立人が、申立期間⑫当時に勤務したとする事業所を特定することができない。

また、オンライン記録及び商業登記簿において、x 県 y 市 ε 区に所在する ζ 社（現在は、η 社）が確認できるが、η 社は、「申立期間⑫当時の ζ 社の役員及び当時の状況を知る者は既に在籍していない上、同社の人事記録及び社会保険の書類は保管していない。」と回答している。

さらに、申立人は、同僚の氏名を記憶しておらず、申立期間⑫当時における ζ 社の元役員 2 人のうち、1 人は既に亡くなり、他の 1 人からは証言が得られない上、オンライン記録から、申立期間⑫当時、同社で厚生年金保険に加入していることが確認できる元従業員 4 人に照会したものの、いずれの元従業員からも証言が得られない。

- 13 申立人は、いずれの申立期間についても、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、いずれの申立期間についても、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のいずれの申立期間についても、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から⑫までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から20年9月5日まで

共済年金を請求するため、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場（現在は、C社D工場）に勤務した申立期間について、脱退手当金が支給済みである旨の回答を受け取った。

その後、「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、やはり、申立期間については脱退手当金が支給済みとされていた。

脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には支給日や支給金額に加えて、短期脱退手当金として支給したことが確認できる該当条文が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、オンライン記録から、申立人の脱退手当金は、昭和22年4月23日に支給決定されていることが確認できるとともに、A社B工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている脱退手当金受給資格者6人の厚生年金保険被保険者台帳を確認したところ、上記6人のうち、4人の脱退手当金はいずれも同年4月11日に支給決定されていることが確認できる上、ほか2人の脱退手当金についても同年4月中に支給決定されていることが確認できることから、事業主による代理請求が行われた可能性は否定できない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された当時は、通算年金制度創設前であることから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえな

い。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月 1 日から 49 年 4 月 1 日まで
② 昭和 49 年 4 月 26 日から 50 年 7 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、いずれの申立期間も厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

A学校を卒業した直後の昭和 48 年 4 月にB社(現在は、C社)に入社し、1年間勤務した後に退職した。その後、49 年 4 月にD事業所に入社し、50 年 6 月に当該事業所を退職した。

いずれの申立期間も厚生年金保険に加入していたはずなので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「B社には、男性 2 人と一緒に入社した。」と申し立てているところ、B社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和 49 年 4 月 1 日と同日に資格を取得したことが確認できる男性従業員 4 人のうち 2 人がいずれも、「申立人と同様にA学校を卒業した後、B社に同期入社した。」と証言していることから、申立人が申立期間①において、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録から、B社は昭和 49 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①において、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が保管している厚生年金保険被保険者証では、「初めて資格を取得した年月日」欄には、「昭和 49 年 4 月 1 日」と記載されていることが確認できるが、これは、申立人がB社において被保険者資格を取得した日と

一致している。

さらに、C社の事業主に照会したものの、回答を得ることができないため、申立期間①の保険料の控除の状況について確認することができない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「E県F区に所在したD事業所というG事務所で勤務していた。」としているところ、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所であることが確認できるD社に照会したが、同社は、「申立期間②当時は事業を行っていない。」と回答している。

また、申立人は、申立期間②当時の所長の姓を挙げていることから、E県G事務所協会に照会したところ、「D事業所という名称で、所属するH資格者が当該姓である事務所が確認できるが、その所在地は、E県F区ではない。」と回答していることから、申立人が、申立期間②当時勤務したとする事業所を特定することができない。

さらに、申立人は、「D事業所の従業員は、自分を含め二人であった。」としていることから、申立事業所は、厚生年金保険の強制適用事業所には該当していなかったことがうかがえる。

- 3 申立人は、「申立期間①及び②の期間中、医療機関に受診した。また、B社に入社するまでは、父親の扶養家族である健康保険被保険者証だった。」としているところ、申立人の父に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人が、その父の被扶養者となっていることが確認できるが、当該原票において、扶養終了年月日が確認できないことから、申立人が、申立期間①及び②において、その父の扶養家族として、健康保険被保険者証を使用した可能性も否定できない。

また、申立人はいずれの申立期間についても、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、いずれの申立期間についても、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のいずれの申立期間についても厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年秋ごろから 48 年まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間は、A社B部に勤務していたと記憶しているが、5年前、自宅が火災に遭い、給与明細書等証拠になるものがまったく無い。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立期間中にA社において、厚生年金保険に加入していることが確認できる元従業員は、「申立人のことを知っている。社長個人が経営していたB店に勤務していた。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人は、A社の事業主が経営するB店に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社の事業主に照会したものの、回答が得られない上、上記元従業員を除き、照会することのできた元従業員はいずれも、「申立人のことを知らない。」と証言していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落もないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたものとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。